

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱（案）

制定：平成21年10月30日
一部改正：平成22年 2月 5日
一部改正：平成23年 4月19日
一部改正：平成24年 7月13日
一部改正：平成25年 3月 8日
一部改正：平成26年 1月24日
一部改正：平成26年 2月18日
一部改正：平成27年 5月22日
一部改正：平成27年 9月30日
一部改正：平成28年 9月23日
一部改正：平成29年 月 日

（目的）

第1条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体

又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、~~任期は平成30年7月31日までとする。~~

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
 - ①神奈川県知事又はその指名する者
 - ②横浜市長又はその指名する者
 - ③川崎市長又はその指名する者
 - ④横須賀市長又はその指名する者
 - ⑤三浦市長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
 - ①一般社団法人神奈川県タクシー協会 会長
 - ②神奈川県個人タクシー協会 会長
 - ③湘南交通株式会社 代表取締役
 - ④川崎タクシー株式会社 代表取締役
 - ⑤岡タクシー有限公司 代表取締役
 - ⑥カナガワ交通株式会社イースタン 代表取締役
 - ⑦向ヶ丘交通株式会社イースタン 代表取締役
 - ⑧三和交通株式会社 取締役部長
 - ⑨三和交通神奈川株式会社 総務監査室長次長

- ⑩アサヒタクシー株式会社 代表取締役
- ⑪二重交通株式会社 取締役副社長
- ⑫平和交通株式会社 常務取締役
- ⑬日野交通株式会社 代表取締役
- ⑭多摩川ハイヤー株式会社 常務取締役
- ⑮臨港タクシー株式会社 代表取締役
- ⑯有限会社いづみタクシー 代表取締役
- ⑰神奈中ハイヤー横浜株式会社 代表取締役
- ⑱神奈川個人タクシー協同組合 理事長
- ⑲横須賀個人タクシー協同組合 理事長

(3) 労働組合等

- ①全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ①横浜商工会議所会頭又はその指名する者
- ②川崎商工会議所会頭又はその指名する者
- ③横須賀商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③神奈川県労働局労働基準部監督課長
- ④一般財団法人神奈川タクシーセンター **管理指導部長 常務理事**
- ⑤東洋大学国際 **地域** 学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成30年7月31日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成30年7月31日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
- ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業

所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

- ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 大規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が101両以上
- (2) 中規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が100両以下、41両以上
- (3) 小規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が40両以下
- (4) 個人タクシー事業者

13 協議会は、特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

16 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

17 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出及び軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会をの開催する余裕がないが困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めるときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には会長を置き、分科会会長は協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

6 分科会は、非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

タクシー事業の現状について

平成 29 年 8 月 28 日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

特定地域一覧 (平成28年7月1日現在)

運輸局	都道府県	営業区域名	指定日
北海道	北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日
東北	宮城	仙台市	平成27年6月1日
	秋田	秋田交通圏	平成27年6月1日
関東	神奈川	京浜交通圏	平成27年8月1日
	栃木	宇都宮交通圏	平成28年7月1日
	埼玉	県南中央交通圏	平成28年7月1日
	千葉	京葉交通圏	平成28年7月1日
	千葉	東葛交通圏	平成28年7月1日
	千葉	千葉交通圏	平成28年7月1日
	東京	南多摩交通圏	平成28年7月1日
北陸信越	新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日
	長野	長野交通圏	平成27年8月1日
	石川	金沢交通圏	平成27年8月1日
	富山	富山交通圏	平成28年7月1日

運輸局	都道府県	営業区域名	指定日
近畿	奈良	奈良市域交通圏	平成27年7月1日
	兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日
	大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日
中国	広島	広島交通圏	平成27年7月1日
	岡山	倉敷交通圏	平成27年8月1日
九州	熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日
	大分	大分市	平成27年7月1日
	福岡	北九州交通圏	平成27年8月1日
	長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日
	宮崎	宮崎交通圏	平成27年8月1日
	鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日
	福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日
	福岡	久留米市	平成28年7月1日

※全国の営業区域の総数638地域のうち、27地域が指定を受けている。

※指定期間は全て指定日より3年間。(京浜交通圏の場合は平成30年7月31日まで)

活性化事業計画の認定申請状況等及び適正車両数について

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー (H27. 3. 31現在)									個人タクシー				
		事業者数	申請						認定 事業者数	認定			事業者数 (H27.3末)	申請者数 (H27.3末)	認定 事業者数 (H27.3末)
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			事業者数	減車数		休車数					
				申請者数	減車数	休車数									
京浜交通圏	H22.3.23	111	108	91	280	163	108	91	280	163	2,164	2,096	2,096		

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものです。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたものです。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)		
			下限値	～	上限値③
京浜交通圏	6,847	6.84%	5,509	～	6,379

●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数

事業者計画の認可及び車両の削減実施状況

平成29年7月31日時点

○法人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況			事業者計画 実施車両数			事業者計画外 で実施した削減車両数	削減車両数合計
		抹消	休車	合計	抹消	休車	合計		
109社中101社	101社	109両	313両	427両	57両	13両	70両	4両	78両

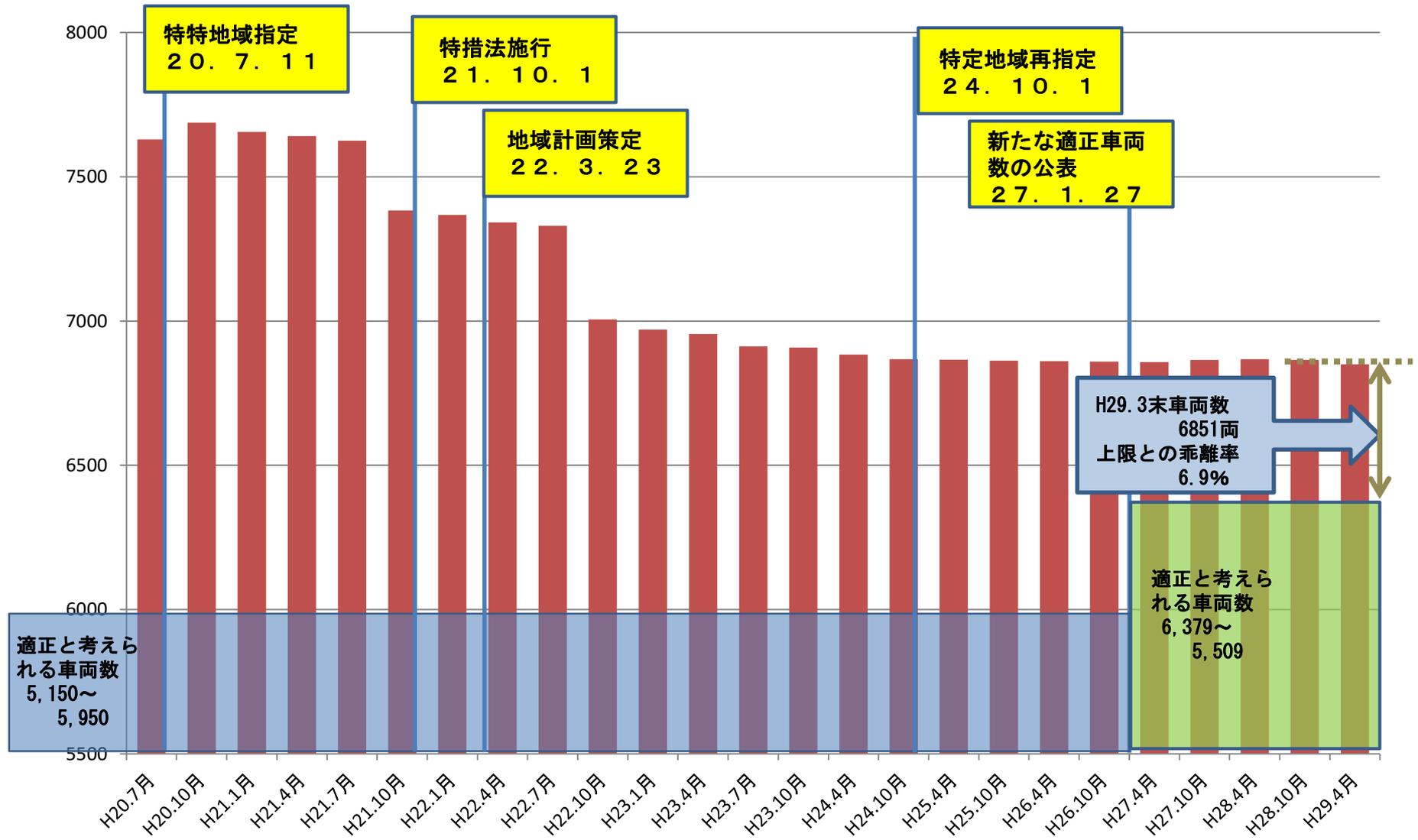
事業者計画を全て実施した場合の 京浜交通圏の車両数	適正車両数上限との乖離率
6416両	0.58%

○個人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況		休車実施事業者数
		曜日指定	日付指定	
2068者中2031者	2017者	1678者	339者	0者

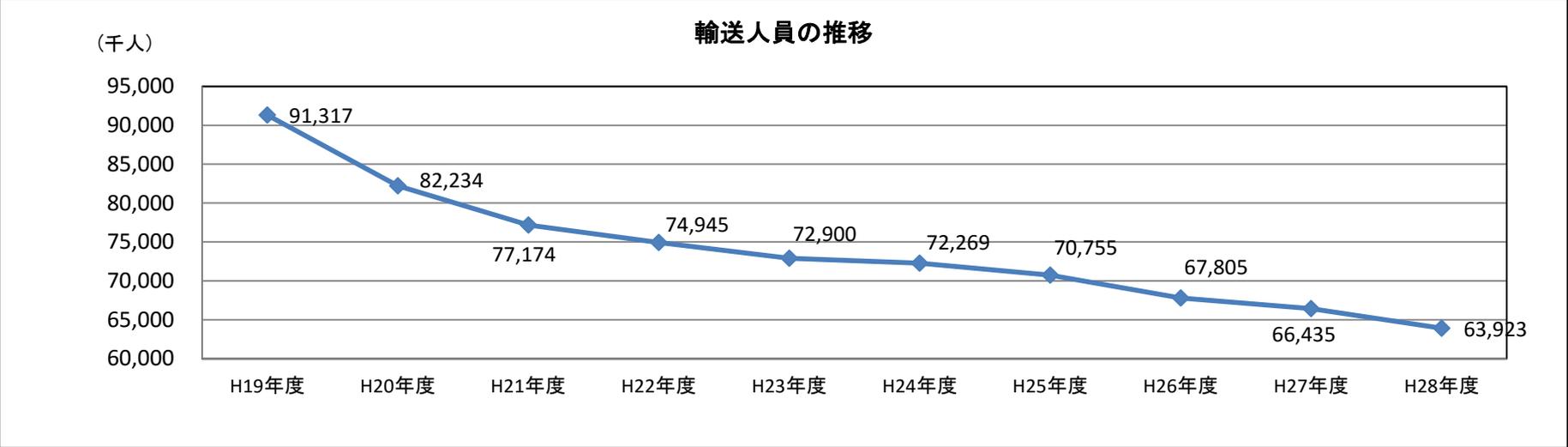
※合意事業者の14者については、譲渡譲受により現在事業者計画申請中。

京浜交通圏の实在車両数の推移について

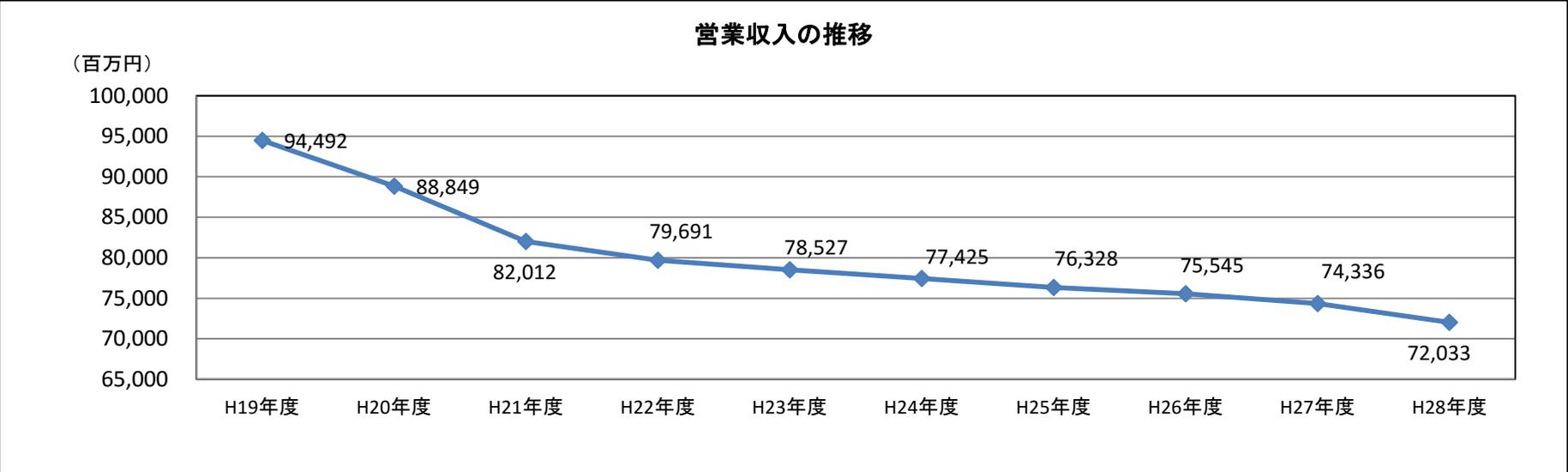


各種指標の比較 (①京浜交通圏) 1/3

①輸送人員の推移

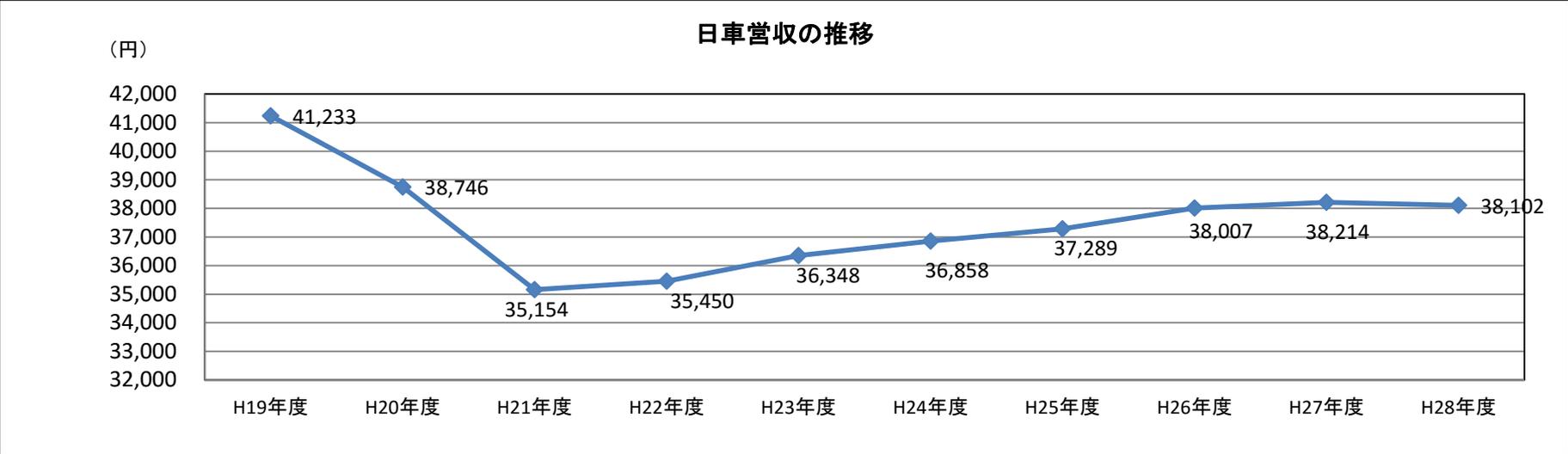


②営業収入の推移

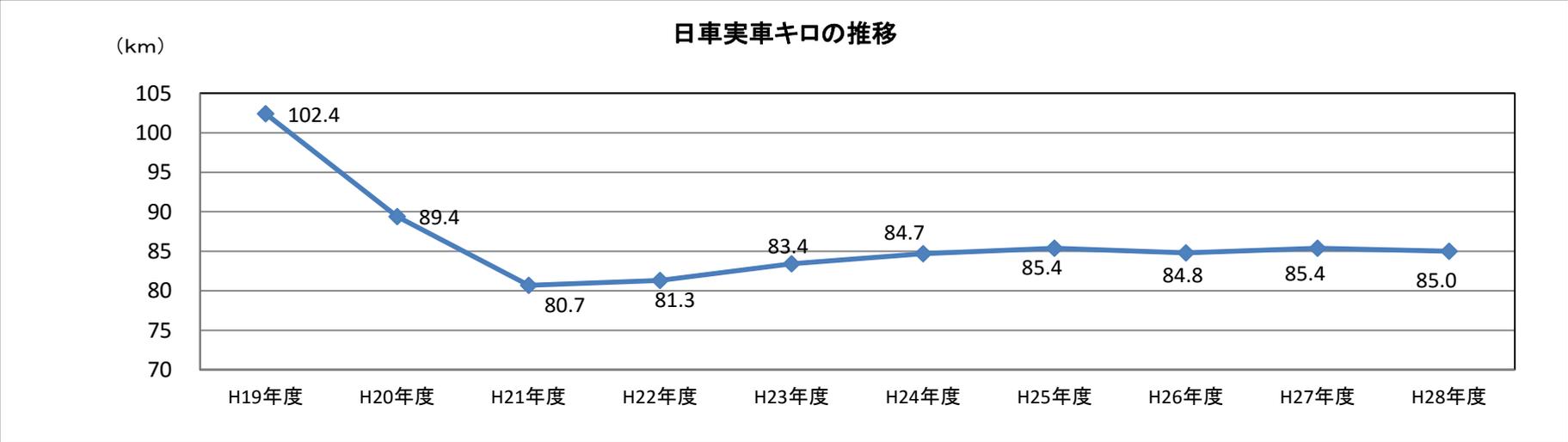


各種指標の比較 (①京浜交通圏) 2/3

③日車營收の推移

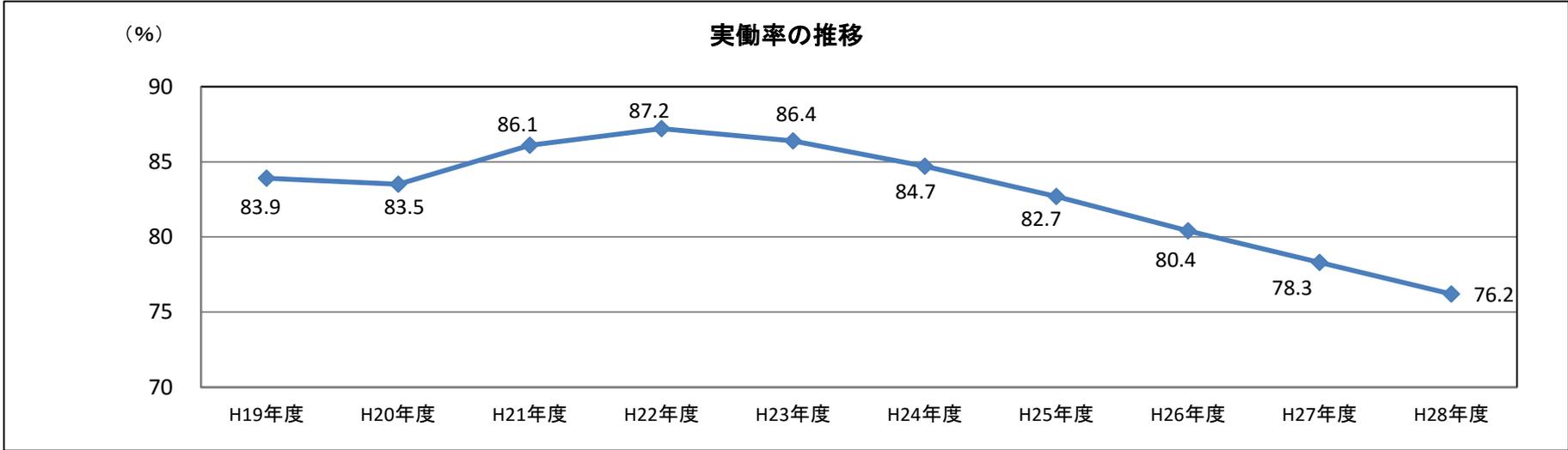


④日車実車キロの推移

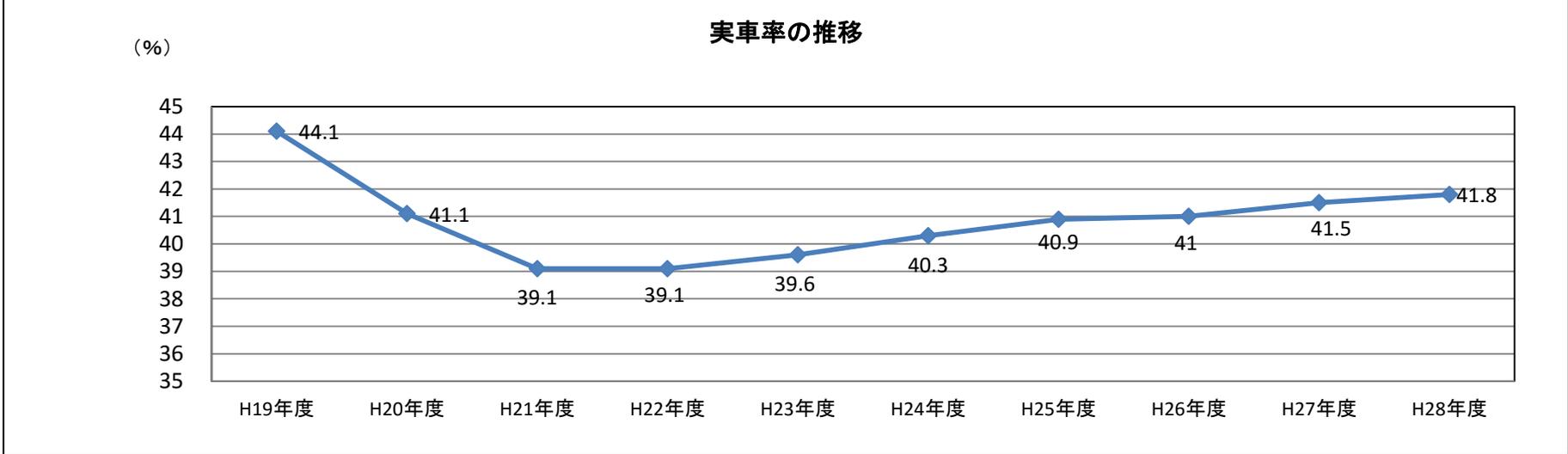


各種指標の比較 (①京浜交通圏) 3/3

⑤実働率の推移



⑥実車率の推移



フォローアップ調査について（関係法令等）

平成29年8月28日
京浜交通圏 タクシー事業適正化・活性化協議会

改正特措法附則(抜粋)

第17条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

改正特措法付帯決議(抜粋)

衆議院16. 及び 参議院14.

本法の施行後における施行の状況や効果について、三年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告すること。

「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」概要（平成28年4月1日）

I. 現状と課題

タクシー事業においては依然として厳しい経営状況が見られるが、この状況が継続・悪化すれば、輸送サービスの停滞を通じて経済活動・国民生活に支障を及ぼす可能性があり、これを未然に防ぐことは急務。

事業の経営基盤の強化・安定的な輸送手段の確保を図るためには、人口減少や高齢化、訪日外国人の急増、IT技術の発達といった環境の変化を踏まえつつ、地域の特性・利用者ニーズに即したサービスを提供する等により、従来の事業を革新する必要。

これを踏まえ、平成27年1月に国土交通省自動車局に設置した「新しいタクシーのあり方検討会」においてタクシー事業を巡る諸課題及び今後のタクシーのあり方について議論を重ね、今後の取組をとりまとめた。

II. タクシー革新に向けた取組

1. 生産性の向上	2. サービスの向上	3. 安全・安心の向上
<ul style="list-style-type: none"> (1) 効率的な供給 (2) 収益の拡大 (3) 人材の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高度化 (2) 国際化 (3) 多様化 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適切な評価・監査等による悪質事業者／運転者の排除 (2) 地域の安心の確保

III. 適正化・活性化の着実な推進

<p>タクシー特措法 フォローアップ 毎年度8月目途に公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正化：実働実車率、賃金（労働分配率、時間あたり支給額）、運転者負担、平均車齢等の改善度 活性化：バリアフリー、観光客、外国語、スマホ配車、クレジットカード・電子マネー決済等 評価制度の創設：労働環境の改善やサービスの向上に係る取組が顕著な地域・事業者を表彰
--	---

「新しいタクシーのあり方検討会」委員		(敬称略、順不同)	
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授【座長】	栗原 博	日本商工会議所 流通・地域振興部長
太田 和博	専修大学商学部教授	児玉 平生	毎日新聞世論調査室委員
鎌田 耕一	東洋大学法学部教授	佐々木 達也	読売新聞東京本社編集委員兼調査研究本部主任研究員
水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授	富田 昌孝	(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会会長
河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長	木村 忠義	(一社)全国個人タクシー協会会長
宇佐川 邦子	(株)リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンターセンター長	川鍋 一朗	(一社)東京ハイヤー・タクシー協会会長
楓 千里	(株)JTBパブリッシング 取締役 ノジュール事業担当	田中 敬子	すばる交通(株)取締役副社長
		今村 天次	全国自動車交通労働組合総連合会書記長
		手水 辰也	全国交通運輸労働組合総連合ハイタク部会事務局長
		松永 次央	全国自動車交通労働組合連合会書記長
		藤井 直樹	自動車局長 (田端 浩 自動車局長)
		持永 秀毅	大臣官房審議官 (若林陽介 大臣官房審議官)
		鶴田 浩久	自動車局旅客課長 (寺田吉道 自動車局旅客課長)

タクシー特措法フォローアップ

I 共通事項

- ①調査対象： 特定地域及び準特定地域の全事業者
- ②評価対象期間： 毎年4月1日～3月31日までの間、もしくは年度末時点
- ③公表時期： 毎年8月頃を目途（H29年以降）
- ④公表の方法： 地域のタクシー協会は、当該地域の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表
国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめホームページで公表
※公表結果等を踏まえ、制度の運用状況・効果等を見極めつつ、法の運用の改善等について継続的に検討を行う。

II フォローアップの内容

1 適正化事業について

- (1) 減車台数・実働率
- (2) 労働環境改善に向けた適正化の取組に係る評価指標
 - ①特定地域等指定基準に基づく指標
 - ・日車営収の改善度
 - ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
 - ・実働実車率の改善度
 - ・赤字事業者車両数シェアの改善度
 - ②その他労働環境改善に係る指標
 - ・賃金の改善度
 - ・運転者負担の解消割合
 - ・平均車齢の改善度
 - ・キャリアパス明示・スキル評価の有無

2 活性化事業について

下記①～⑤を基本とし、地域の実情に応じ⑥～⑧を追加

- ①妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数
- ②UD研修受講者数及び受講運転者数
- ③観光タクシー取組事業者数・認定運転者数
- ④外国語講習受講者数及び受講運転者数
- ⑤アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数
- ⑥UDタクシーの導入車両数及び導入車両数
- ⑦環境対応車の導入車両数及び導入車両数
- ⑧クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数

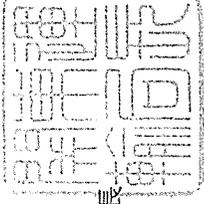
III 新たな表彰制度の創設

フォローアップを通じて、労働環境の改善度、利用者サービスに係る取組が顕著だった指定地域、また、活性化の取組が先駆的な事業者について、表彰。



関自旅二第1595号の3
平成29年1月10日

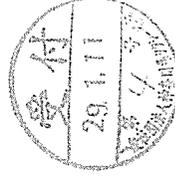
京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会長 殿



関東運輸局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び
活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

標記について、平成28年12月27日付け国自旅第266号により自動車局
長から別添のとおり通達があったので了知願います。



国 自 旅 第 2 6 6 号
平 成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成 26 年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成 21 年法律第 64 号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成 28 年 4 月に策定した「タクシー革新プラン 2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

については、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年 4 月 1 日～3 月 31 日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年 6 月末日
- ④ 公表時期：毎年 8 月（平成 29 年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

II フォローアップの内容

1 適正化事業について

(1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

〔調査対象期間：4月1日～3月31日〕

調査項目：当該期間における減車等台数・実働率

※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

(2) 労働環境改善に向けた取組状況

① 特定地域等指定基準に基づく指標

〔調査対象期間：4月1日～3月31日〕

調査項目：

- ・日車営収の改善度
- ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- ・実働実車率の改善度
- ・赤字事業者車両数シェアの改善度

※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

② 賃金の改善度

〔調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間〕

調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等

※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、

タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

③ 運転者負担の解消割合

〔調査対象期間：年度末時点〕

調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、
回送時の高速料金、公共的割引料金 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、

タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

④ 平均車齢の改善度

〔調査対象期間：年度末時点〕

調査項目：平均車齢

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、

タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

〔調査対象期間：4月1日～3月31日〕

調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面
での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

2 活性化事業について

(1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点

調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア
以下、設定することが望ましい項目
- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車 (ASV) 導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

(2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

3 評価手法

(1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

(2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

4 公表の内容・方法

(1) 地域のタクシナー協会の場合

- ・地域のタクシナー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2)により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

(2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1(1)、(2)、2(1)の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があつた場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

タクシー業界の取り組み

平成29年8月28日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

目次

1. 妊婦・子供向けタクシー取り組み事業者数及び認定運転者数シェア
2. UD研修受講者数及び受講運転者数シェア
3. 観光タクシー取組事業者数・認定者数及び認定運転者数シェア
4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
5. アプリ配車の導入事業者数及び対応者数シェア
6. UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
7. 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
8. 先進安全自動車(ASV)導入車両数及び導入車両数シェア
9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア
10. その他の取り組み

1. 妊婦・子供向けタクシー取り組み事業者数及び認定運転者数シェア

■ 三ツ境交通有限会社の取り組み

○乗務員養成

子育てタクシー乗務員については、養成プログラムを受講させ認可制度を導入。
研修終了者には、修了書を交付し社内の資格制度としている



○運営システム

- ・地元子育て団体「NPO法人まんま」とタイアップし、情報を共有するとともに、タクシー会社独自では運営できない面を補ってもらっている。
- ・タクシー内に子育て情報誌を設置し利用者に地域の情報を提供。
- ・NPO法人を通じて、タクシー会社への要望、苦情、お礼の言葉をいただくことによって小さな要望等が会社へ届き、サービス改善の種となっている。



①カンガルー

子供と保護者が同乗する。
(要望に応じて玄関まで荷物の手伝い)

②ひよこ

子供1人で乗車
(事前登録制で通園、通学、祖父母宅への送迎など)

③ふくろう

急なトラブルや夜間の送迎
(夜間、休日病院への送迎、妊婦の方の送迎)

④こうのとり

陣痛
(事前登録された方の産院への送迎など)

	カンガルー	ひよこ	ふくろう	こうのとり	計
H25年	1,309	246	15	43	1,613
H26年	1,402	164	62	84	1,712
H27年	2,111	252	85	57	2,505
H28年	2,370	313	37	88	2,808

子育て(育児)支援タクシー実施事業者数

横浜市: 13社 川崎市: 2社 横須賀・三浦市: 7社

妊婦(陣痛)支援タクシー実施事業者

横浜市: 25社 川崎市: 8社 横須賀・三浦市: 8社

2. UD研修受講者数及び受講運転者数シェア

■ ユニバーサルドライバー研修とは

- ・乗務員が、高齢者や障害者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適切な対応ができるように研修を実施しています。
- ・協会のほか、9社が認定を受けており独自で研修も実施しています。

■ ユニバーサルドライバー研修科目

1. タクシーとユニバーサル社会
2. お客様とのコミュニケーション
3. お客様の理解と接遇・介助方法
4. 車いすの取り扱い方と乗車、降車



■ 研修受講者数

【法人】(協会主催)									【個人】				
交通圏別	市別	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	交通圏別	市別	27年度	28年度	合計
京 浜	横 浜		249	241	179	174	116	959	京 浜	横 浜	54	75	129
	川 崎		3	73	27	43	56	202		川 崎	12	34	46
	横 須 賀		0	15	13	13	4	45		横 須 賀	14	166	180
湘 南			0	8	9	8	8	33	県 央		7	238	245
県 央			5	12	12	12	18	59	合 計		87	513	600
小 田 原			0	6	3	2	4	15					
合 計			257	355	243	252	206	1,313					
全 国		463	2081	4,975	6,552	7,542	8,143	29,756					

3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

- ・ 平成25年「かながわ観光タクシー認定ドライバー制度」を創設。
- ・ 県内に訪れる多くの観光客等に「おもてなしの心」を持って接客・接遇ができるよう観光研修を実施しています。
- ・ 観光バスにはない、タクシーならではの観光巡りを提供します。

【受講資格】

1. ユニバーサルドライバー研修を修了した者。
2. 道路交通法、道路運送法等の違反のない者。
3. 乗務員として1年以上の経験を有する者。

【認定】

かながわ観光タクシードライバー認定研修を受講し
かつ効果測定試験に合格した者。



認定証



認定マーク

かながわ観光タクシー認定ドライバー認定研修受講状況（新規）										
	25年度		26年度		27年度		28年度		合計	
	事業者数	認定者数	事業者数	認定者数	事業者数	認定者数	事業者数	認定者数	事業者数	認定者数
横浜	25	125	21	113	19	111	10	63	41	412
川崎	7	43	4	35	7	15	2	6	9	99
横須賀	5	10	2	12	1	3	0	0	6	25
合計	37	178 ※	26	160 ※	24	129	12	69 ※	54	536

4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

- 適正化実施機関である(一財)神奈川県タクシーセンターで京浜交通圏の乗務員を対象とした外国語研修を平成27年より実施しています。
- 乗務員の平均年齢が60歳を超えており会話での対応が困難なことから、協会では平成24年に指差しシートで対応できるように全車両に配布。
- 国立研究開発法人 情報通信研究機構の「ボイストラ」の活用を推進。
- スマホアプリ導入により、後部座席へタブレット(多言語対応)を設置して、乗務員と外国人利用者が会話することが可能となり、30年夏を目指し進めていきます。

外国人旅客接遇研修

初級

	法人		個人タクシー
	事業者数	受講者数	
27年度	25社	86名	11名
28年度	14社	52名	6名

中級

	法人		個人タクシー
	事業者数	受講者数	
28年度	9社	36名	5名
29年度	6社	26名	3名

(一財)神奈川県タクシーセンター



指差しシート



ボイストラ



外国語対応

スマホ

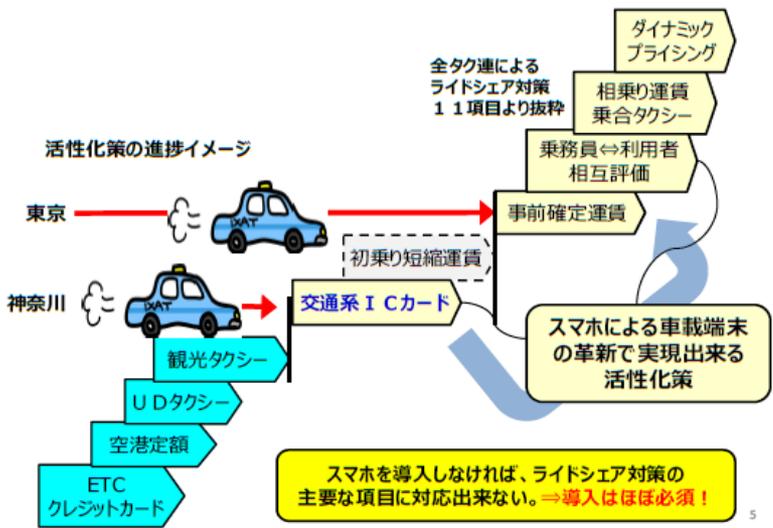
5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

■ スマホ・アプリ検討小委員会の設置

- ・白タクライドシェア対策として、スマホアプリの導入は必須であることから、平成28年に小委員会を設置。
- ・また、利用者利便の観点から県下統一アプリ導入が望ましく事業者に導入を推進。
- ・Denaと連携による実証実験を本年9月から10月末まで、横浜市中区、西区および横浜沿線で実施する。



スマホの導入が、ライドシェア対策の唯一の道



電話⇒スマホは、「置換わり」ではなく、地域交通の革新

部分最適になる無線競争

タクシーのご用命は!!
(24時間対応いたします。)

会社名等	電話番号
協同タクシー	045-51-6161
交通連	045-51-6161
交通連	045-51-6161
交通連	045-51-6161

最寄りのタクシー会社ご案内
色れり入りますが、タクシーをご利用のお客様は、お客様自身で直接こちらへおかけ下さいませ。

×利用者は、電話番号の順にたらい回し
×位置情報が分からない⇒強い待たされ感
×現実のサービスは、似たり寄ったり?

全体最適を目指す共通アプリ

(A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社、H社)

協調交通
融和キャブ
結束ハイヤー

タクシー業界も相互乗り入れの時代
⇒顧客の奪い合いから、顧客全体の拡大へ

- ◎近いタクシーを利用者のスマホに可視化
- ◎通信手段の集約によるコストダウン
- ◎決済機能の革新と需要予測等の機能追加

6. UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

- ユニバーサルデザイン車とは、健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車いすの方もそのまま乗車でき、誰でも利用できる構造(ユニバーサルデザイン)のタクシー車両です。
- セダンタイプタクシーと同じ料金で利用できます。



ニッサン車 NV200



トヨタ車の次世代タクシー

	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
京浜交通圏	52社88両	59社115両	57社127両	57社131両	58社143両
湘南交通圏	2社4両	3社6両	3社6両	3社6両	3社5両
県央交通圏	7社12両	9社15両	10社20両	9社19両	9社19両
小田原交通圏	2社3両	2社3両	3社4両	4社5両	4社6両
合計	62社107両	71社139両	71社157両	71社161両	74社173両

参考:全国 424社 829両(27年度末)

7. 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

- ・ 現在走行しているタクシーは、地球に優しいLPガスで使用しています。
- ・ 今秋販売されるトヨタ車のジャパンタクシーは、LPGハイブリッド車でさらにCO₂削減となります。

LPG	ハイブリッド (HV)	電気自動車 (EV)	ガソリン車	計
9,058 (92.0%)	565 (5.7%)	31 (0.3%)	188 (1.9%)	9,842

JAPAN TAXI 導入による絶大なCO₂削減効果

▶ 神奈川のタクシー年間総走行距離 **5億5,000万km** (約10,000台)
 ⇒削減効果
 20%代替 **9,000ト**  **64万本**  **164個** ≒横浜市西区の大きさ
 ※50%代替 **2万2,000ト** 同 **157万本** (ドーム403個 ≒栄区の大きさ)



年間**14kg**／杉の木1本当り、  を吸収

そもそもガソリンエンジンより
12%CO₂削減量が少ないLPG車⇒LPGハイブリッド車
削減量▲81g/km × 55,000万km × 代替率

8. 先進安全自動車 (ASV) の導入車両数及び導入車両数シェア

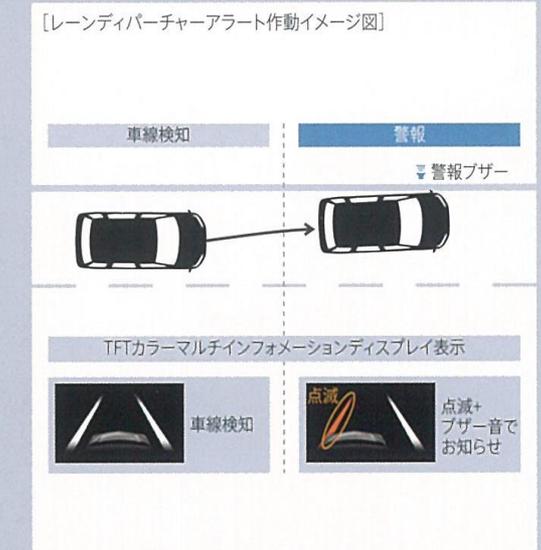
- ・ 先進安全自動車 (ASV) は、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。
- ・ トヨタのジャパントクシーでは、様々な事故防止システムが導入されております。

ジャパントクシーの標準装備



プリクラッシュセーフティシステム

車両に搭載されたレーダーとカメラ前方を常に警戒していて、運転手が反応していないと判断した場合に警報、ブレーキアシスト、自動ブレーキの3段階で衝突を回避・軽減をおこないます



レーンディパーチャーアラート

幅約3m以上の車線を約50km/h以上で走行してる場合に、ウィンカーを作動させないで車線から遺脱する危険がある場合にブザーとディスプレイにて注意します。



オートマチックハイビーム

前方に車などがいない状態ではハイビーム・対向車などが来た場合は自動的にロービームにしてくれる機能です

9. クレジットカード・電子マネー等の導入事業者数及び導入車両数シェア

- ・ 利用者の支払い方法の多様化に対応すべく、現金・チケット・クーポン券に加え、クレジットカードやICカード、電子マネーが利用できるように進めています。
- ・ 「日本再興戦略改訂2014」でキャッシュレス決済の普及による決済の利便性・向上性を図ることが定められ、全タク連では、東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年には導入車両の倍増を計画しており、神奈川県は全車両が導入することを目標に進めます。

クレジットカード 決済用端末機		電子マネー 決済用端末機		電子クレジット 決済用端末機	
導入事業者数	導入車両数	導入事業者数	導入車両数	導入事業者数	導入車両数
156(85.2%)	8,558(87.0%)	25(13.7%)	1,364(13.6%)	15(8.2%)	747(7.6%)

クレジットカードの場合

お客様のクレジットカードを挿入します。



電子マネーの場合

お客様の交通系電子マネーをカードリーダーにかざしていただきます



Apple Payの場合

Apple Payに対応したお客様のiPhoneをカードリーダーにかざしていただきます。



10. その他の取組

女性ドライバーの新規就労・定着

■ 「女性ドライバー応援企業」認定制度の創設

- ・ 子育て中の女性等が働きやすく、働き続けることができる環境整備を行う事業者を支援・PRすることによって労働者不足の解消を図るための「女性ドライバー応援企業認定制度」が平成28年5月に創設され、現在28社が認定されています。
- ・ 新規乗務員のうち女性乗務員は年々増加傾向にあり、平成28年度は92名(8%)の乗務員研修を受講しています。

認定基準

- ①雇用目標 女性ドライバーの雇用目標を設定していること
- ②労働環境 女性ドライバーを含め、従業員が働きやすい施設・勤務形態の整備等に取り組んでいること、または整備に向けた目標が明確であること
- ③情報提供 労働環境に係る情報(勤務形態、福利厚生等)を公表していること



女性ドライバー応援企業認定事業者

交通圏	本社所在地	事業者名	車両数	
京浜	横浜市	神奈川都市交通 株式会社	759	
		飛鳥交通横浜 株式会社	88	
		飛鳥交通神奈川 株式会社	92	
		関東中央交通 株式会社	26	
		ヒノデ第一交通 株式会社	90	
		第一交通 株式会社	35	
		日本交通横浜 株式会社	225	
		国際自動車株式会社	95	
		飛鳥交通横浜中央株式会社	20	
		新横浜交通(株)	26	
		日本サントスキャブ株式会社	66	
		川崎市	新興タクシー 株式会社	96
			川崎タクシー 株式会社	124
			飛鳥交通川崎株式会社	92
飛鳥交通川崎中央株式会社	70			
横須賀市	船越タクシー株式会社	27		
県央	相模原市	双葉交通株式会社	34	
		田名交通株式会社	30	
	厚木市	相模中央交通 株式会社	373	
		神奈中ハイヤー株式会社	313	
	藤沢市	江ノ島タクシー株式会社	49	
		株式会社 湘和タクシー-FIT	14	
	平塚市	旭交通 株式会社	24	
海老名市	株式会社 ハートフルタクシー	26		
小田原	小田原市	小田原報徳自動車 株式会社	72	
		太陽自動車 株式会社	43	
		富士箱根自動車株式会社	20	

10. その他の取組

新規乗務員の確保

- 乗務員確保対策として動画配信PR特別委員会を設置。
- タクシーの職業イメージは、現実以上に悪い側面が浸透しており乗務員の採用難に繋がっていることから、マイナスイメージを払拭する必要があります。
- タクシーの持つ仕事の魅力、待遇、地域貢献等をビジュアルに訴えるため、SNS等電子媒体を通じて動画配信し、タクシーのイメージアップを図ることによってタクシー乗務員の採用に繋がります。
- 現在、26社で動画配信を行っています。



▶ 神奈川県タクシー協会



▶ 東宝タクシー(株)



▶ ひまわり交通(株)

▶ 臨港タクシー(株)



神奈川県タクシーフェイスブック

検索

神奈川県タクシーユーチューブ

検索

10. その他の取組

地震対策

- 東海地震等大規模地震が非常に高い発生予想があり、緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた「タクシー災害対策マニュアル」を作成し、常時車両内に配備した。
- 地震等による災害発生時に災害情報・被害情報等を無線通信等により、情報提供を行うため自治体との協定を締結しています。



10. その他の取組

定額運賃タクシーの運行

- ・ 外国人の方にも解りやすい運賃で、羽田空港、成田空港への運行を行っています。
- ・ 2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う外国人旅行者の増加が見込まれます。
- ・ 海外旅行も「ドア・ツー・ドア」サービスで、大きな荷物を持ってお出かけでも気楽に安心して利用できます。



羽田空港乗場



羽田空港における定額運賃

定額運賃による便利でお得なタクシーをご利用下さい。

English Please make use of the taxi which is convenient and has a cheap fixed price.
 韓英의 편리하고 저렴한 택시를 이용하세요.
 中文 请使用定额的，既方便又实惠的出租车。

ゾーン	定額運賃	特別運賃 利用時
A	¥5,200 (¥6,200)	+ 特別運賃 利用時
B	¥5,800 (¥7,000)	
C	¥6,700 (¥8,000)	
D	¥7,100 (¥8,400)	+ 特別運賃 利用時
E	¥7,300 (¥8,700)	
F	¥8,000 (¥9,400)	
G	¥8,500 (¥10,000)	+ 特別運賃 利用時
H	¥9,100 (¥10,700)	
I	¥9,200 (¥10,800)	
J	¥9,900 (¥11,600)	+ 特別運賃 利用時
K	¥10,300 (¥12,000)	
L	¥11,500 (¥13,500)	
M	¥11,500 (¥13,500)	+ 特別運賃 利用時
N	¥14,200 (¥16,900)	
O	¥16,000 (¥18,900)	
P	¥15,300 (¥18,100)	+ 特別運賃 利用時
Q	¥17,400 (¥20,600)	

※ 特別運賃は、通常のタクシー料金に比べて、約1.5倍～2.5倍程度高くなります。
 ※ 特別運賃は、通常のタクシー料金に比べて、約1.5倍～2.5倍程度高くなります。
 ※ 特別運賃は、通常のタクシー料金に比べて、約1.5倍～2.5倍程度高くなります。

成田空港における定額運賃

定額運賃による便利でお得なタクシーをご利用下さい。

English Please make use of the taxi which is convenient and has a cheap fixed price.
 韓英의 편리하고 저렴한 택시를 이용하세요.
 中文 请使用定额的，既方便又实惠的出租车。

ゾーン	定額運賃	特別運賃 利用時
A	¥23,000 (¥27,500)	+ 特別運賃 利用時
B	¥25,000 (¥29,500)	
C	¥35,500 (¥42,000)	

※ 特別運賃は、通常のタクシー料金に比べて、約1.5倍～2.5倍程度高くなります。
 ※ 特別運賃は、通常のタクシー料金に比べて、約1.5倍～2.5倍程度高くなります。
 ※ 特別運賃は、通常のタクシー料金に比べて、約1.5倍～2.5倍程度高くなります。

活性化事業目標値設定調査の集計結果

営業区域名： 京浜交通圏

()内の数値は小数点第2位を四捨五入

項目	運転者数・車両数 (平成28年度末時点)	平成28年度末時点の実績(※1)		平成29年度末時点の計画(※2)		平成30年度末時点の計画(※2)		
		受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	
設定が 必要な 項目	① 妊婦・子ども向けタクシー認定運転者数	(運転者数)	1550 (12.1%)	/	1652 (12.9%)	/	1830 (14.3%)	
	② UD研修受講者数及び受講運転者数	12781	1114 (8.7%)	/	1616 (12.6%)	/	2205 (17.3%)	
	③ 観光タクシー認定運転者数		442 (3.5%)	/	737 (5.8%)	/	1069 (8.4%)	
	④ 外国語講習受講運転者数		185 (1.4%)	/	352 (2.8%)	/	575 (4.5%)	
⑤ アプリ配車の対応車両数	(車両数)	/	1621(23.7%)	/	2627(38.4%)	/	3388(49.5%)	
設定が 望ましい 項目	⑥ UDタクシーの導入車両数 (福祉タクシーを除く)	6847	/	134(2.0%)	/	350(5.1%)	/	472(6.9%)
	⑦ 環境対応車の導入車両数		/	1425(20.8%)	/	1504(22.0%)	/	1642(24.0%)
	⑧ 先進安全自動車(ASV)導入車両数		/	135(2.0%)	/	191(2.8%)	/	310(4.5%)
	⑨ クレジットカード・電子マネー等導入車両数		/	6327(92.4%)	/	6347(92.7%)	/	6384(93.2%)

※1. 平成28年度末時点の受講又は認定運転者数については、平成28年度末時点で現に選任されている人数を記載。

※2. 平成29年度末時点、平成30年度末時点の受講又は認定運転者数については、当該年度末時点における受講等運転者数の計画(受講等済み運転者数+新たな受講等運転者)を記載。

フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標（中長期）

【京浜交通圏】

1. 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア

京浜交通圏における出生数が平成 27 年月平均 3964 人（平成 27 年神奈川県衛生統計年報）となっており、その内タクシーを登録し利用する方が 70%と見込み、**妊婦・子供向けタクシー運転者数 2780 人を目標とする。**

2. UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア

バリアフリー法に基づくタクシーの整備目標として、2020 年度末までに全国の福祉タクシー車両を約 28000 台導入することになっている。なお、整備目標設定時における全国の福祉タクシーの車両数は 2010 年度末現在で 12256 台導入されていた。京浜交通圏では、福祉タクシーの車両数は 2010 年度末現在で 369 台導入されており、整備目標を達成するためには約 842 台が目標となる。

京浜交通圏における乗務員の勤務形態は 1 車 2 人制が多いため、UD 研修受講者数 2360 人を目標とする。

3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

平成 25 年 3 月より京浜交通圏においては、「かながわ観光タクシードライバー認定制度」が創設され、平成 28 年度まで 510 名認定されており、**1200 名の認定者数を目指す。**

4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

京浜交通圏においては、平成 27 年度より「外国人旅客接客研修」を実施しており、平成 29 年 7 月末現在まで 200 名受講している。今後は 5 のアプリ配車の導入により、後部座席にタブレット（多言語対応）を設置し、そのタブレットを通して外国人利用者と会話することが可能となるため、**目標値は設定しないこととする。**

5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

現在、協会においてアプリ配車について、神奈川全域での導入を検討しているところであり、今年度中には導入を予定している。

全車両の 65%の車両の導入を目指す。

6. UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

自治体等の補助金を活用し、全ての方に優しい車両であるユニバーサルデザインタクシー（車いすに乗ったまま乗車可能等）の JapanTaxi へ代替えることにより、**全車両の 20%の導入を目指す。**

7. 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

6 の目標設定と同様。JapanTaxi が環境対応車両（LPG ハイブリッドシステム）であることから、自治体等の補助金を活用し JapanTaxi へ代替えることにより、**全車両の 30%の導入を目指す。**

8. 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

6 の目標設定と同様。JapanTaxi が先進安全自動車であることから、自治体等の補助金を活用し JapanTaxi へ代替えることにより、**全車両の 20%の導入を目指す。**

9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

5 のアプリ配車の導入により、クレジットカード・電子マネー・電子クレジットも合わせて導入することから、**クレジットカードは全車両導入することとし、電子マネー（スイカ、パスモなど）・電子クレジットは全車両の 50%の車両の導入を目指す。**

フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標（中長期）

【京浜交通圏】

1. 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア

京浜交通圏における出生数が平成 27 年月平均 3964 人（平成 27 年神奈川県衛生統計年報）となっており、その内タクシーを登録し利用する方が 70%と見込み、**妊婦・子供向けタクシー運転者数 2780 人を目標とする。**

2. UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア

バリアフリー法に基づくタクシーの整備目標として、2020 年度末までに全国の福祉タクシー車両を約 28000 台導入することになっている。なお、整備目標設定時における全国の福祉タクシーの車両数は 2010 年度末現在で 12256 台導入されていた。京浜交通圏では、福祉タクシーの車両数は 2010 年度末現在で 369 台導入されており、整備目標を達成するためには約 842 台が目標となる。

京浜交通圏における乗務員の勤務形態は1車2人制が多いため、UD 研修受講者数 2360 人を目標とする。

3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

平成 25 年 3 月より京浜交通圏においては、「かながわ観光タクシードライバー認定制度」が創設され、平成 28 年度まで 510 名認定されており、**1200 名の認定者数を目指す。**

4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

京浜交通圏においては、平成 27 年度より「外国人旅客接客研修」を実施しており、平成 29 年 7 月末現在まで 200 名受講している。今後は 5 のアプリ配車の導入により、後部座席にタブレット（多言語対応）を設置し、そのタブレットを通して外国人利用者と会話することが可能となるため、**目標値は設定しないこととする。**

5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

現在、協会においてアプリ配車について、神奈川全域での導入を検討しているところであり、今年度中には導入を予定している。

各社が個別に導入したアプリ配車を含めて、全車両の 50%の車両の導入を目指す。

6. UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

自治体等の補助金を活用し、全ての方に優しい車両であるユニバーサルデザインタクシー（車いすに乗ったまま乗車可能等）の JapanTaxi へ代替えすることにより、**全車両の 20%の導入を目指す。**

7. 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

6 の目標設定と同様。JapanTaxi が環境対応車両（LPG ハイブリッドシステム）であることから、自治体等の補助金を活用し JapanTaxi へ代替えすることにより、**全車両の 30%の導入を目指す。**

8. 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

6 の目標設定と同様。JapanTaxi が先進安全自動車であることから、自治体等の補助金を活用し JapanTaxi へ代替えすることにより、**全車両の 20%の導入を目指す。**

9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

5 のアプリ配車の導入により、クレジットカード・電子マネー・電子クレジットも合わせて導入することから、**クレジットカードは全車両導入することとし、電子マネー（スイカ、パスモなど）・電子クレジットは全車両の 50%の車両の導入を目指す。**